

# 地域未来牽引企業の皆様へ 税制による支援措置のご案内

令和3年7月  
地域経済産業グループ

(※) 所管の地方局の地域未来企業コンシェルジュ (P.3参照) でもご相談に応じています。

|                                      | 適用期限   | 対象税目                            | 措置内容   | 対象設備等           | 対象事業者   | 問合せ先 (※)                                   |
|--------------------------------------|--------|---------------------------------|--|-----------------|---|--|
| <b>地域未来投資促進税制</b><br>(p.4)           | 令和4年度末 | 法人税・所得税<br>法人住民税・事業税            | 税額控除 (最大5%)<br>又は特別償却 (最大50%)  | 建物<br>機械装置等     | 都道府県知事による<br>地域経済牽引事業<br>計画の承認及び<br>主務大臣による<br>課税特例の確認を<br>受けた者 | 地域経済産業G<br>地域未来投資<br>促進室<br>(03-3501-1587) |
| <b>中小企業<br/>経営強化税制</b><br>(p.5)      | 令和4年度末 | 法人税・所得税<br>法人住民税・事業税            | 税額控除 (10%)<br>又は即時償却   | 機械装置<br>ソフトウェア等 | 主務大臣による<br>経営力向上計画<br>の認定を受けた<br>中小企業者等                         | 中小企業税制サポ<br>ートセンター<br>(03-6281-9821)       |
| <b>中小企業<br/>投資促進税制</b><br>(p.6)      | 令和4年度末 | 法人税・所得税<br>法人住民税・事業税            | 税額控除 (7%)<br>又は特別償却 (30%)  | 機械装置<br>ソフトウェア等 | 中小企業者等  | 中小企業税制サポ<br>ートセンター<br>(03-6281-9821)       |
| <b>中小企業防災・減災<br/>投資促進税制</b><br>(p.7) | 令和4年度末 | 法人税・所得税                         | 特別償却 (最大20%)   | 機械装置等           | 中小企業者等  | 中小企業庁<br>経営安定対策室<br>(03-3501-0459)         |
| <b>少額減価償却資産<br/>特例</b><br>(p.8)      | 令和3年度末 | 所得税・法人税・個<br>人住民税・法人住<br>民税・事業税 | 30万円未満の減価償却資産<br>を取得した場合、合計300万<br>円までを限度に、即時償却する                          | —               | 中小企業者等<br>※従業者数500人<br>以上の企業を除く                                 | 中小企業税制サポ<br>ートセンター<br>(03-6281-9821)       |
| <b>所得拡大促進税制</b><br>(p.9)             | 令和4年度末 | 法人税・所得税<br>法人住民税                | 賃上げ・雇用増により給与等が<br>一定以上増加した場合、税額<br>控除 (15%)<br>一定の要件を満たした場合、<br>税額控除 (25%) | —               | 中小企業者等  | 中小企業税制サポ<br>ートセンター<br>(03-6281-9821)       |
| <b>人材確保等<br/>促進税制</b><br>(p.10)      | 令和4年度末 | 法人税・所得税<br>法人住民税                | 新規雇用が一定以上増加した<br>場合、税額控除 (15%)<br>人材投資が一定以上増加した<br>場合、控除率を5%上乗せ<br>(20%)   | —               | 全企業   | 税制サポートセンター<br>(03-6206-6588)               |
| <b>中小企業技術基盤<br/>強化税制</b><br>(p.11)   | 令和4年度末 | 法人税・所得税<br>法人住民税                | 税額控除 (最大17%)   | 試験研究費           | 中小企業者等  | 中小企業庁<br>技術・経営革新課<br>(03-3501-1816)        |

(※) 所管の地方局の地域未来企業コンシェルジュ (P.3参照) でもご相談に応じています。

|                                       | 適用期限                 | 対象税目          | 措置内容  | 対象設備等 | 対象事業者   | 問合せ先 (※)                         |
|---------------------------------------|----------------------|---------------|---|-------|---|----------------------------------|
| <b>中小企業事業再編<br/>投資損失準備金</b><br>(p.12) | 令和5年度末               | 法人税           | M&A実施後に発生し得るリスクに備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置<br>M&A実施時に投資額の70%以下の金額を損金算入 | —     | 主務大臣による<br>経営力向上計画の<br>認定を受けた <sup>(注1)</sup><br>中小企業者等 | 中小企業庁財務課<br>(03-3501-5803)       |
| <b>法人税の軽減税率</b><br>(p.13)             | 本則：定めなし<br>租特：令和4年度末 | 法人税           | 年800万円以下の所得金額の法人税率について、最大で15%まで軽減                                   | —     | 中小企業者等  | 中小企業税制サポートセンター<br>(03-6281-9821) |
| <b>交際費課税特例</b><br>(p.14)              | 令和3年度末               | 法人税・法人住民税・事業税 | 定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入する                                      | —     | 中小法人  | 中小企業税制サポートセンター<br>(03-6281-9821) |

(注1) 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(令和3年2月5日閣議決定)の施行後に、同法による改正後の中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画(事業承継等に関する記載のあるもの)の認定を受けた場合を指す。

# 各地方経済産業局地域未来牽引企業コンシェルジュ連絡先

～税制による支援措置をはじめ、何でもお気軽にご相談ください～

|             |              |
|-------------|--------------|
| 北海道経済産業局    | 011-709-1782 |
| 東北経済産業局     | 022-221-4876 |
| 関東経済産業局     | 048-600-0272 |
| 中部経済産業局     | 052-951-2716 |
| // 北陸支局     | 076-432-5518 |
| 近畿経済産業局     | 06-6966-6012 |
| 中国経済産業局     | 082-224-5734 |
| 四国経済産業局     | 087-811-8516 |
| 九州経済産業局     | 092-482-5435 |
| 内閣府 沖縄総合事務局 | 098-866-1727 |

# 地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国（主務大臣）による課税特例の確認が必要となります。

## STEP 1：都道府県知事による 地域経済牽引事業計画の承認

### 都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

#### <地域経済牽引事業の要件>

- ① 地域特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果



## STEP 2：国（主務大臣）による 課税特例の確認

#### <課税特例の要件>

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く。）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

#### 【通常類型】

・労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

#### 【サプライチェーン類型】

・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造

・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

#### <上乗せ要件>（平成31年度以降の承認事業のみ）

- ⑤ 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
  - ⑥ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外です。

### 課税の特例の内容・対象

【適用期限：令和4年度末まで】

| 対象設備        | 特別償却 | 税額控除 |
|-------------|------|------|
| 機械装置・器具備品   | 40%  | 4%   |
| 上乗せ要件を満たす場合 | 50%  | 5%   |
| 建物・附属設備・構築物 | 20%  | 2%   |

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度です。  
 ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。  
 ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限です。

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、**中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置。  
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
- **M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

## 改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

| 類型    | 生産性向上設備（A類型）  | 収益力強化設備（B類型）  | デジタル化設備（C類型）  |
|-------|---|---|---|
| 要件    | 生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備   | 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備   | 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備   |
| 確認者   | 工業会等  | 経済産業局   | 経済産業局   |
| 対象設備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機械装置（160万円以上/10年以内）</li> <li>◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）</li> <li>◆ 器具備品（30万円以上/6年以内）</li> <li>◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内）</li> <li>◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機械装置（160万円以上）</li> <li>◆ 工具（30万円以上）</li> <li>◆ 器具備品（30万円以上）</li> <li>◆ 建物附属設備（60万円以上）</li> <li>◆ ソフトウェア（70万円以上）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機械装置（160万円以上）</li> <li>◆ 工具（30万円以上）</li> <li>◆ 器具備品（30万円以上）</li> <li>◆ 建物附属設備（60万円以上）</li> <li>◆ ソフトウェア（70万円以上）</li> </ul> |
| その他要件 | 生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）<br>／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等   |   |   |

## 経営資源集約化設備（D類型）

要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。  
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 対象となる業種として、**不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

## 改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

※赤字は今回の追加業種等

|                   |  |       |  |                   |                   |                  |         |
|-------------------|--|-------|--|-------------------|-------------------|------------------|---------|
| 対象者               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、<b>商店街振興組合</b>等）</li> <li>・従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>  |       |  |                   |                   |                  |         |
| 対象業種              | <p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（<b>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。</b>）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、<b>不動産業、物品賃貸業</b></p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>             |       |  |                   |                   |                  |         |
| 対象設備              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置【1台160万円以上】</li> <li>・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】</li> <li>・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】<br/>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く</li> <li>・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）</li> <li>・内航船舶（取得価格の75%が対象）</li> </ul> |       |  |                   |                   |                  |         |
| 措置内容              | <table border="0"> <tr> <td>個人事業主</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本金3,000万円以下の中小企業</td> <td>30%特別償却 又は 7%税額控除</td> </tr> <tr> <td>資本金3,000万円超の中小企業</td> <td>30%特別償却</td> </tr> </table>   | 個人事業主 |  | 資本金3,000万円以下の中小企業 | 30%特別償却 又は 7%税額控除 | 資本金3,000万円超の中小企業 | 30%特別償却 |
| 個人事業主             |  |       |  |                   |                   |                  |         |
| 資本金3,000万円以下の中小企業 | 30%特別償却 又は 7%税額控除  |       |  |                   |                   |                  |         |
| 資本金3,000万円超の中小企業  | 30%特別償却  |       |  |                   |                   |                  |         |

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外



- 近年、全国各地で頻発する自然災害、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。
- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

## 改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

- 対象者：令和5年3月31日までの間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等
- 対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする資産
- 支援措置：特別償却20%（令和5年4月1日以降に取得等をする資産は18%）
- 対象設備：以下の通り

### 減価償却資産の種類 (取得価額要件)

### 対象となるものの用途又は細目

機械及び装置  
(100万円以上)

自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ  
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

器具及び備品  
(30万円以上)

自然災害等に対し直接的に防災・減災機能を有している全ての設備、  
**感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ**

建物附属設備  
(60万円以上)

自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、**無停電電源装置 (UPS)**  
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※1 架台については、本税制の対象設備をかさ上げするための資産のみ対象となる。

※2 これまで対象だった、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となる。



# 少額減価償却資産の取得価額の損金算入

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。
- 令和2年度税制改正において、中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続きなどの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。（適用期限：令和3年度末）

概要

○令和3年度末まで

|          | 取得価額   | 償却方法                     |    |               |
|----------|--------|--------------------------|----|---------------|
| 中小企業者等のみ | 30万円未満 | 全額損金算入<br>(即時償却)         | 本則 |               |
| 全ての企業    | 20万円未満 | 3年間で均等償却 (注)<br>(残存価額なし) |    | 合計300万円<br>まで |
|          | 10万円未満 | 全額損金算入<br>(即時償却)         |    |               |

(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

※令和2年度税制改正において、適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外。

- 新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中では、中小企業全体で雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えが必要。
- このため、賃上げだけでなく、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、適用要件を一部見直し・簡素化したうえで、**適用期限を2年間延長**する。

## 改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

### 《現行制度》

#### 【通常要件①】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上

かつ

#### 【通常要件②】

給与等支給総額（会社全体の給与）が前年度以上

#### 【措置内容】

✓ 給与等支給総額の増加額の**15%を税額控除**

#### 【上乗せ要件】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと

- I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

#### 【措置内容】

✓ 給与等支給総額の増加額の**25%を税額控除**

※控除上限は、法人税額の20%

### 《改正後》

#### 【通常要件】

**給与等支給総額（会社全体の給与）が前年度比で1.5%以上**

#### 【措置内容】

✓ 給与等支給総額の増加額の**15%を税額控除**

#### 【上乗せ要件】

**給与等支給総額（会社全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと**

- I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

#### 【措置内容】

✓ 給与等支給総額の増加額の**25%を税額控除**

※控除上限は、法人税額の20%

- ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、**新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資**を促進する制度とした上で、延長する。

## 改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

<赤字が主な改正箇所>

### 改正前

(中堅・大企業向け賃上げ税制)

#### 【通常要件①】

継続雇用者給与等支給額  
が前年度より**3%**以上増加

かつ

#### 【通常要件②】

国内設備投資額  
が減価償却費の95%以上

#### 【措置内容】

✓ 雇用者給与等支給額の増加額の**15%**  
を税額控除

#### 【上乗せ要件】

教育訓練費  
が過去2年度平均より20%以上増加

#### 【措置内容】

✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

### 改正後

(人材確保等促進税制)

#### 【通常要件】

新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額  
が前年度より**2%**以上増加

#### 【措置内容】

✓ 新規雇用者給与等支給額(※)の**15%**  
を税額控除

※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

#### 【上乗せ要件】

教育訓練費  
が前年度より20%以上増加

#### 【措置内容】

✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

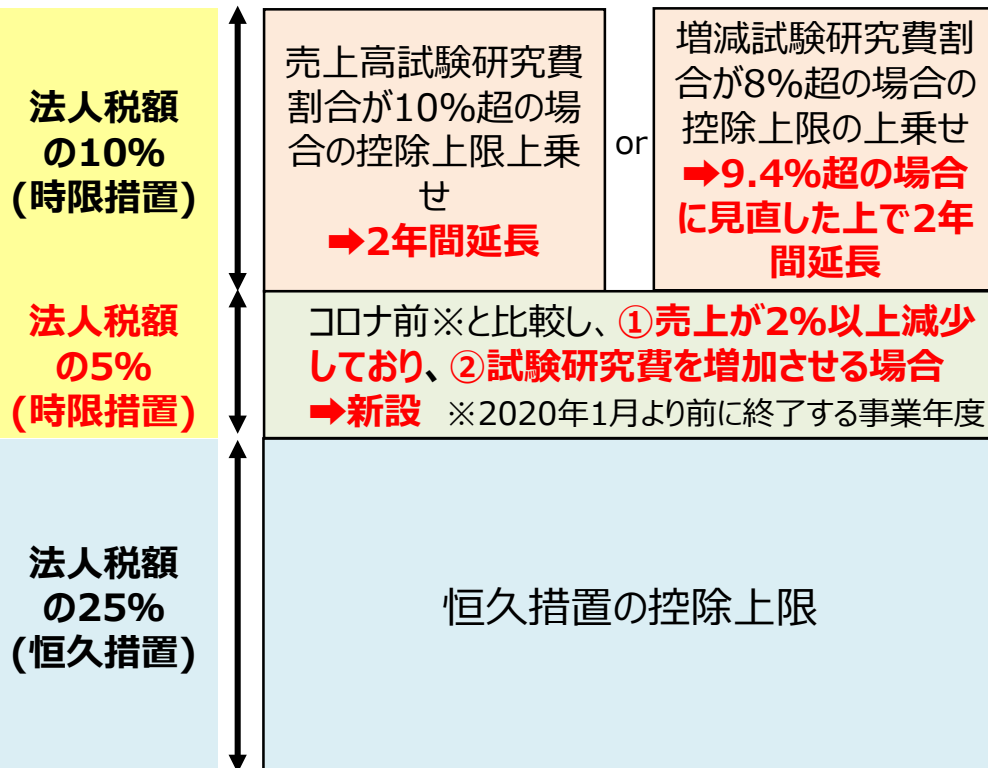
※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

- 従来の控除上限上乗せ措置を延長するとともに、コロナの影響により売上が2%減少しながらも研究開発を拡大する場合には、更に5%の控除上限を上乗せ。
- 控除率の上乗せについては、増減試験研究費割合が8%超の場合から9.4%超の場合に見直すとともに傾きを大きくすることで、積極的な研究開発を促進。

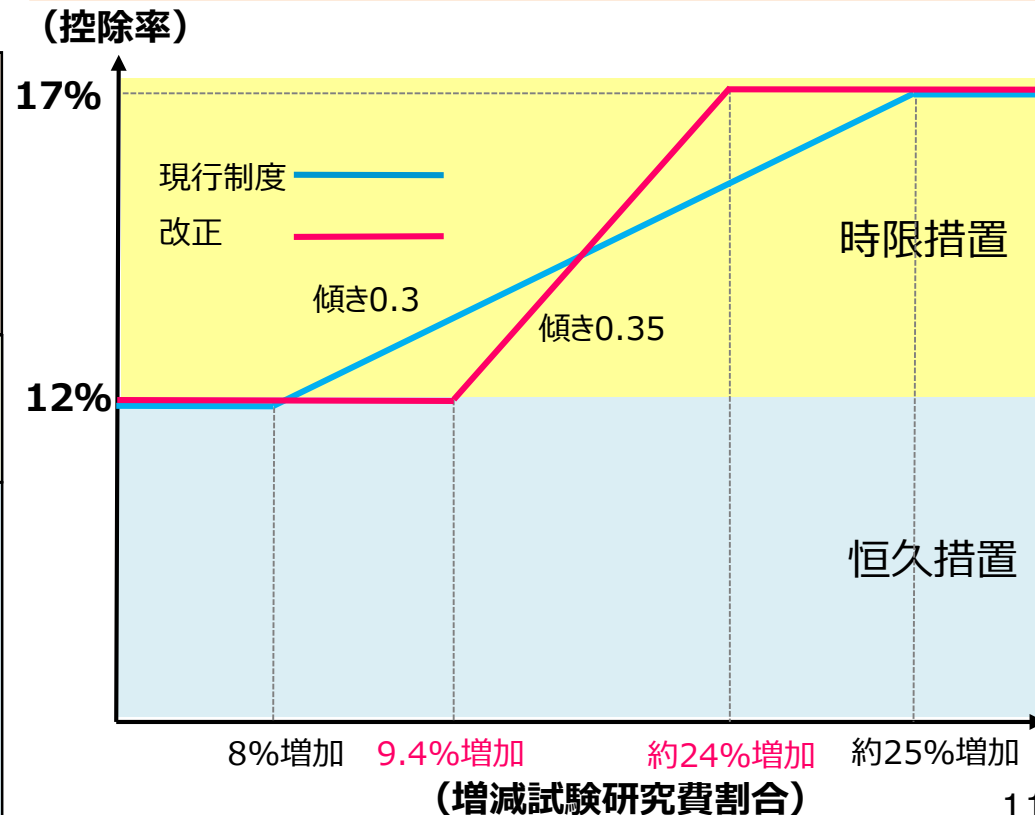
改正概要

【適用期限（時限措置）：令和4年度末まで】

## 控除上限



## 控除率



- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の創設を認める措置を創設する。

## ① M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

（参考）具体的な取組例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

## ② 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等総額の増加額の25%を税額控除**。

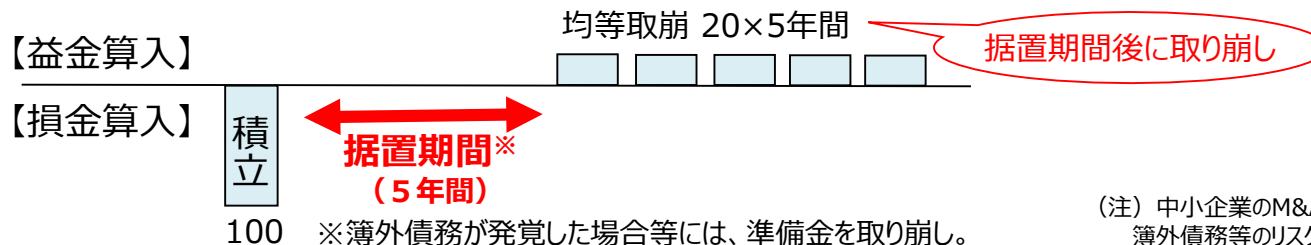
（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

（参考）具体的な取組例

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

## ③ 準備金の創設（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。  
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。



（注）中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されているが、適用期限を2年間延長する。

## 改正概要

【本則：期限の定めなし】

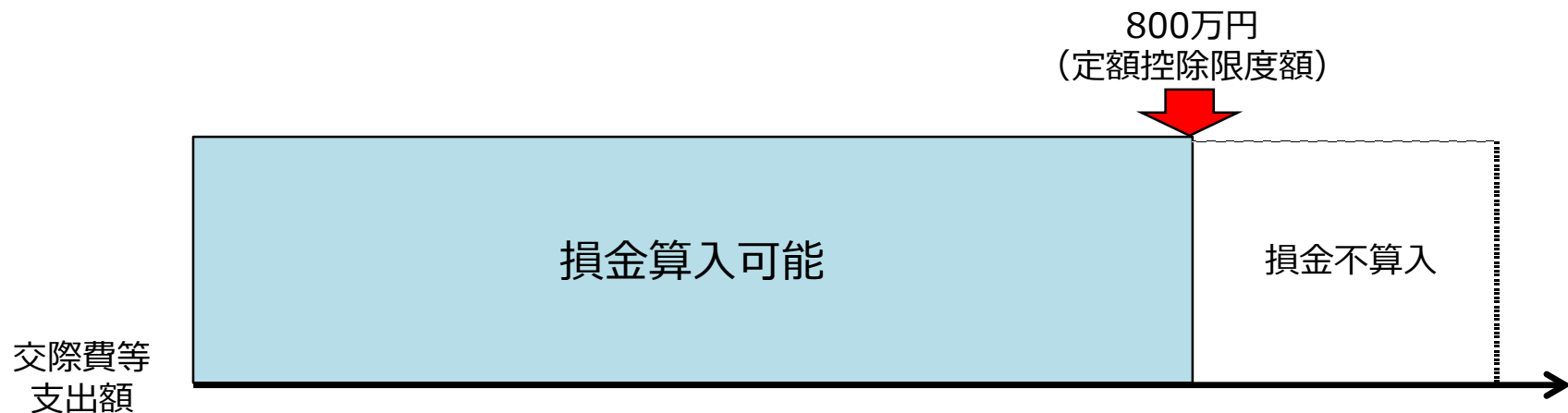
【租税特別措置法：適用期限 令和4年度末まで】

| 対象                    | 本則税率          |            | 租特税率       |
|-----------------------|---------------|------------|------------|
| 大法人<br>(資本金1億円超の法人)   | 所得区分なし        | 23.2%      | —          |
| 中小法人<br>(資本金1億円以下の法人) | 年800万円超の所得金額  | 23.2%      | —          |
|                       | 年800万円以下の所得金額 | <u>19%</u> | <u>15%</u> |

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能。**
- 令和2年度改正において、販売促進手段に限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費**であること等を踏まえ、本税制を措置（適用期限：令和3年度末）。

## 概要

○令和3年度末まで



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。  
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。